# VI 資料

## 1 埼玉県人権施策推進指針(令和4年3月)抜粋

### (1) 学校等における人権教育

#### 【現状と課題】

学校では、人権に関する様々な課題について、児童生徒が授業で学習したりクラスで話し合ったりするなど発達段階に応じた取組を行い、自分の人権を守るとともに他の人の人権を守ろうとする意識や意欲の向上を図ってきました。

しかし、偏見や差別、いじめなどの人権に係る問題は引き続き発生しているほか、 児童虐待の報告件数の増加や感染症に関し、新たな偏見や差別が見られており、適切 な対応が求められています。

#### 【施策の展開方向】

子供の発達段階に応じ、教育活動全体を通じて一人一人を大切にする教育を推進し、 人権の意義・内容や「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」に対する 理解を深め、基本的人権を尊重し様々な人権問題を主体的に解決しようとする幼児・ 児童生徒の育成を目指します。

① 教育活動全体を通した人権教育の推進

人権教育の視点に立ち、各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間や総合的な探究の時間等で、目標や内容を明確にするとともに、相互の関連を図りながら、児童生徒の人権に関する知的理解に加え人権に対する感性や人権感覚を育てます。

自他の個性を認め合い、共に学ぶことや活動することの大切さ、やり遂げた成就 感や満足感を味わうことのできる教育活動を推進し、互いに尊重し助け合う心と態 度を育てます。

家庭や地域社会と連携し、ボランティア活動、自然体験活動、高齢者や障害のある人等との交流など、児童生徒の豊かな体験の機会の充実を図り、人権を尊重する心と態度を育てます。

幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校及び高等学校の教育活動の関連について配慮し、人権を尊重する心と態度を育てます。特に、幼児期の教育については人格形成の基礎を培う重要な役割を担っていることから、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との一層の連携と人権尊重の精神の芽を伸ばし育てる指導の工夫に努めます。

② 人権教育の学習内容・指導方法の工夫・改善

人権を尊重する心と態度を育てるための教育の在り方について、幅広い視点から 実践的な研究を行うとともに、参加体験型学習を取り入れた人権感覚育成プログラムの活用等、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導方法等の工夫・改善を 図ります。

人権に関する研修会の実施や学習資料、指導資料などの作成・配布などにより、 教職員の認識を深め、指導力の向上を図ります。

③ 教育相談体制の充実

生徒指導上の課題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、教育相談体制の整備・充実に努めます。

#### (2) 家庭、地域社会における人権教育

#### 【現状と課題】

これまで、人権教育の指導者の養成を行うとともに、公民館等の社会教育施設等を中心とした学級・講座の開設や交流活動など人権に関する多様な学習機会の提供により、地域の人々の人権意識の向上を図ってきました。

しかし、核家族化など家族形態の変容、ライフスタイルの多様化などにより、地域の人間関係が薄れ、地域コミュニティの弱体化や、家庭・地域の教育力の低下が指摘され、育児や介護に悩みを抱える家庭の孤立、児童虐待、配偶者等へのDV、感染症に関する偏見や差別などの問題が顕在化しています。

様々な学習機会を通じて、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深めることはもちろんのこと、住民相互のつながり意識の醸成や住民同士の絆の強化が図れるような学習の場の提供や機会の充実が求められています。

#### 【施策の展開方向】

家庭や地域社会の中の身近な課題についての意見交換などを通じて、家庭や地域の 人々が人権尊重の理念について理解を深めるとともに、参加体験型学習を取り入れる など、意欲的に学習することができる学習機会の提供に努めます。

また、人権に関し幅広い識見のある人材の活用とともに、人権教育の指導者の養成を図ります。

① 家庭教育における人権感覚の定着と支援体制の充実

人権教育は家庭から始まります。家庭において生命の大切さや人権を守ることを 親が教えることなど、豊かな心や人権を尊重する態度を身に付けさせることが大切 です。そのため、子育てに関する相談体制の整備、親子のふれあいを深めることが できる体験活動等の充実及び家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。

② 地域社会における人権教育の推進

お互いの人権を尊重し合う共生社会を実現するため、地域住民の人権意識を高める学習機会を提供したり、参加・交流を促進する事業を実施したりするなど、生涯を通じて学習できる人権教育の充実を図ります。

③ 人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善

様々な人権問題の理解を深める学習が、単に知識の習得にとどまらず、社会の構成員としての責任を自覚し、実践活動に結び付くよう、人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善を図ります。

④ 人権教育指導者の養成と研修の充実

学校、家庭、地域社会が一体となって総合的な取組を行うには、地域社会において人権教育を先頭に立って実施していく指導者の養成と充実を図ることが重要です。 人権尊重の精神を普及させ、人権問題の解決に向けて理解から行動へ結びつく研修等を充実するとともに指導者の養成を図ります。